

第 13 回

熊本県議会

# 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成21年6月24日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 13 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成21年6月24日（水曜日）

午前10時05分開議

午前11時39分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革推進について
- (2) 道州制について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 過疎対策について
- (5) 閉会中の継続審査事件について

出席委員（16人）

委員 長 井 手 順 雄  
 副委員 長 佐 藤 雅 司  
 委 員 児 玉 文 雄  
 委 員 前 川 收  
 委 員 大 西 一 史  
 委 員 水 室 雄 一 郎  
 委 員 松 田 三 郎  
 委 員 鎌 田 聡  
 委 員 九 谷 弘 一  
 委 員 小 早 川 宗 弘  
 委 員 溝 口 幸 治  
 委 員 西 聖 一  
 委 員 内 野 幸 喜  
 委 員 上 田 泰 弘  
 委 員 高 野 洋 介  
 委 員 増 永 慎 一 郎

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局 長 安 倍 康 雄  
 総括審議員兼次長 黒 田 豊  
 首席政策審議員兼  
 企画調整課長 神 谷 将 広

総務部

部 長 松 山 正 明

次 長 瀬 口 豊

人事課長 豊 田 祐 一

首席総務審議員兼

財政課長 田 嶋 徹

税務課長 佐 藤 幸 男

市町村総室長 檜 木 野 史 貴

市町村総室副総室長 五 嶋 道 也

地域振興部

次 長 松 見 辰 彦

地域政策課長 小 林 弘 史

健康福祉部

健康福祉政策課長 古 森 誠 也

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 松 岡 大 智

商工観光労働部

首席商工審議員兼

商工政策課長 内 田 安 弘

農林水産部

農林水産政策課長 白 濱 良 一

土木部

監理課長 鷹 尾 雄 二

教育委員会事務局

教育政策課長 松 永 正 男

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄

議事課課長補佐 徳 永 和 彦

午前10時5分開議

○井手順雄委員長 ただいまから、第13回道州制問題等調査特別委員会を開会します。

本日の委員会に3名の傍聴申し込みがありましたので、これを許可したいと思います。

今回は、執行部を交えた最初の委員会であ

りますので、執行部を代表しまして総合政策局長にあいさつをお願いいたします

○安倍総合政策局長 おはようございます。執行部を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

井手委員長、佐藤副委員長を始め委員の皆様方におかれましては、この1年間大変お世話になります。よろしく願い申し上げたいと思います。

この道州制問題等調査特別委員会につきましては、平成19年度の設置以来、道州制、地方分権改革推進、政令指定都市、過疎対策の各問題に関して御審議をいただいているところでございます。

これまでの経過を申し上げますと、まず地方分権改革についてでございますが、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立し、これまで地方分権改革推進委員会において、昨年5月に第1次勧告、12月に第2次勧告が出されております。

本年は、税財政改革を中心とする第3次勧告、また政府においては地方分権改革推進計画の策定が予定されており、地方分権改革にとってまさに正念場の年になると考えております。

次に、道州制につきましては、政府、自民党、全国知事会、経済界等から報告や提言がなされ、活発に議論が行われております。

九州では、知事会や経済界のトップで構成する九州地域戦略会議が昨年秋に道州制の九州モデルを策定し、去る6月2日には「将来ビジョン・PR戦略」が追加報告されたところでございます。

政令指定都市につきましては、実現を左右する住民投票がこの28日に城南町及び植木町において実施されることになっており、大きな山場を迎えることとなります。

また、過疎対策につきましては、現行過疎法が来年3月末で期限が切れるため、新たな

過疎法の制定に向けた提案や要望活動を県議会とともに、国や国会等に対して展開していきたいと考えております。

地方分権改革、道州制、政令指定都市、過疎対策についての大きな流れは、以上のとおりでございます。

初回となります本日の委員会では、まずは地方分権改革や道州制のこれまでの経緯や最近の動向、政令指定都市実現に向けた県内の動き、及び過疎法の概要や新法制定にかかわる県内関係市町村長の意見等について御説明させていただきたいと考えております。

道州制問題等調査特別委員会における審議事項は、いずれも本県の将来を大きく左右する事項でございます。執行部といたしましても新たな体制で、熊本の夢実現のため精いっぱい頑張りたいと思いますので、どうぞこの1年間よろしく願い申し上げます。

○井手順雄委員長 引き続き、執行部から、配付されている名簿の順に沿って、自己紹介をお願いしたいと思います。

安倍総合政策局長から、お願いします。

(自席から名簿の順に自己紹介)

○井手順雄委員長 それでは、審議に入ります。

本委員会に付託されている調査案件は、1、道州制に関する件、2、地方分権改革推進に関する件、3、過疎対策に関する件であります。

まず、執行部からの説明の後に一括して審議を行いたいと思います。

説明に当たっては、可能な限り簡潔にお願いします。

それでは、お手元の次第に沿って順次、説明をお願いします。

○神谷企画調整課長 企画調整課の神谷でございます。

私の方から、地方分権と道州制について、最近の動向も含めまして報告させていただきます。

お手元の資料の1ページを、お開きいただきたいと思っております。

まず、地方分権改革についてのこれまでの流れを、簡単に報告させていただきます。

まず、第1次地方分権改革と書かせていただいておりますが、これは平成12年4月に地方分権一括法が施行されまして、それまでの機関委任事務というものを廃止して、自治事務なり法定受託事務というものを創設しております。そういった国から地方への権限移譲に加えて、事務の性質の見直しという改革が行われたところでございます。こちらにつきましては、地方に対する国の関与というのは引き続き残っている部分があるという点と、地方の財源問題が棚上げされたままでございまして、一部では未完の改革というふうに呼ばれておるところでございます。

この後、平成15年度から18年度にかけて、いわゆる三位一体の改革というものが実施されたところでございます。こちらは、国の財政再建の論理というものが優先されまして、国から地方への支出額が大きくカットされて、逆にそれに見合う税財源が移譲されなかったということもございまして、地方財政が非常に疲弊したということがございます。そういう意味でも、地方分権の改革としては不十分であるという指摘がなされているところでございます。

引き続きまして、第2期地方分権改革でございますが、このような流れを踏まえまして、平成18年度に新たな分権の推進法が成立されまして、新たな分権改革推進委員会というものが設置されまして、第2期の議論が始まっておるところでございます。現在、進行中でございます。

平成20年度の欄になりますが、改革推進委員会といたしまして、まず5月に第1次勧告というものを出してございます。詳細については後ほど御説明しますが、国と地方の役割分担の見直しなどが盛り込まれた内容になっております。12月には第2次勧告、今、法令による事項への義務付けですとか枠付けの見直し、国の出先機関の見直しなどが盛り込まれてございます。

今この第2次勧告を受けまして、平成21年3月でございますが、政府の方で出先機関改革に係る工程表というものを策定するとともに、21年4月になりますが、最近、国の直轄事業負担金についてクローズアップされておるところでございます。こちらについても、分権委員会として意見を出しておるところでございます。21年の6月については、義務付け、枠付けの見直しにかかる分権改革推進委員会としての第3次勧告に向けた中間報告がなされております。

「秋頃？」と書いてございますが、第3次勧告が今年中にも出される予定になってございます。当初は6月にも出すという予定でございましたが、政治状況も踏まえて秋ごろではないかと報道されておるところでございます。

第3次勧告では、本当に大もとになります税財政改革について、勧告が検討されることになってございます。

分権改革推進委員会自体は今年度末が設置期限でございますので、それまでに政府として分権の推進計画を閣議決定するとともに、それを踏まえた新しい分権一括法が国会に提出される、こういった流れになろうかと思っております。

2ページに移っていただきまして、これからポイントとなる部分について、簡単に概略を御説明させていただきます。

まず、昨年5月に出されました第1次勧告の概要でございます。

第1次勧告においては、まず地方に事務・権限を移譲するという基本を確認いたしまして、②になりますけれども、重点2分野(くらしづくり・まちづくり)、医療ですとか道路、河川について抜本的に見直す、住民の暮らしに関係の深いものを、基本的には国から地方に権限を移譲していくという内容の勧告がなされておるところでございます。

例で、土地利用と河川と書かせていただいておりますが、道路につきましては直轄国道の要件を見直した上で、同じ県に起終点がある区間などを都道府県に移管するという方向性が示されております。こういった方向性を踏まえまして、現在、道路につきましては熊本県内3つ、バイパスの現道区間、具体的には国道3号の北バイパスですとか、植木バイパス、あと玉名バイパス、この3つの区間について県に移譲する方向で、今調整が進められておるところでございます。

河川につきましても、原則都道府県に移管と書いてございますが、こちらは国から示された移譲内容の中に熊本県分は含まれておらない状況でございます。

道路、河川いずれも、今後権限だけではなくて、それに見合った財源をどう移譲していくかというものが明らかになってから、また新たに協議を進めていくという流れになろうかと思っております。

そのほか③になりますけれども、都道府県から市町村への権限移譲も進めるといった内容が盛り込まれておるところでございます。

続きまして、3ページをお開き願いたいと思います。

こちらが、第2次勧告でございます。第2次勧告も2つの柱、義務付け・枠付けの見直しと、国の出先機関の見直しの方向性について勧告として盛り込まれてございます。

まず義務付け・枠付けの見直しでございますが、こちらは法律などで地方に対して事務を義務付けたりですとか地方が行う事務の枠

を決めてしまっている条項、全体で1万を超える条項がございますけれども、そのうちの4,000を超える条項について見直すことを勧告しておるところでございます。

例といたしまして、道路構造令であれば歩道の幅は2メートル以上と決められてございますが、ここは地方の裁量・判断で行ってもいいのではないかと、そういったようなことが盛り込まれてございます。

国の出先機関の見直しでございますが、8府省15系統と一般的に言われておりますけれども、国と地方で事務がダブっているもの等々について見直すべきであるという内容になってございます。

1)で書いてございますが、総合的な出先機関に統廃合する機関といたしまして、農政局ですとか地方整備局などが掲げられてございます。

①、②で書いてございますが、具体的に見直す形といたしましては、まず直轄の公共事業の実施部門を統合いたしまして、下の地方工務局、仮称になっておりますけれども、こちらに統合する。それ以外の部分で国が引き続き行う部分については、地方振興局にまとめるといった内容になってございます。

そのほか、地方厚生局と都道府県労働局を統廃合するですとか、中央労働委員会の地方事務所を廃止するといったような内容、方向性が示されているところでございます。

1番下になりますけれども、出先機関職員、国全体で21万人ございますが、合計で3万5,000人程度の削減を目指すべきといった数値目標も盛り込まれておるところでございます。

次の4ページは、これも8府省15系統の出先機関の見直しを、簡単にわかりやすい図にまとめたものでございますので、参考までにお付けしています。

続いて5ページになりますが、この見直しの対象になります8府省15系統の国の出先機

関、熊本県内では全体で70機関、2,300名を超える国の職員がおるところでございます。中でも九州農政局が780を超える数、九州地方整備局が430とかなり大きな数になってございまして、こちらについては先ほど御説明したとおり、地方振興局、地方工務局に再編するという方向性が示されておるところでございます。

右側の6ページ、こちらはこれまでのこういった分権委員会の勧告を踏まえまして、政府として出先機関改革をどのように進めていくかということの工程表が3月にまとめられておるところでございます。

参考で箱囲みで書いてございますが、今御説明した組織の統廃合ですとか、どれだけ人数を削るといった目標については、具体的には工程表の中に盛り込まれてございません。国から地方にそういった再編をする際に、人材調整準備本部を設置するということですか、一定の準備期間を置いて実施するといったことについては盛り込まれてございますが、具体的には今年中に出先機関の改革大綱を閣議決定する、具体的に組織の統廃合の方向性などがその中で具体的に盛り込むということになってございます。実施は平成24年度からというふうに決められております。

下に知事会からのコメントがございまして、今年中に策定される改革大綱の中で具体的な組織改革の方向性を示すこと。その際、当然事務権限を地方へ思いきって移譲する、その際は人と財源、これがセットでなければならないというような意見を示しておるところでございます。

続いて7ページ。こちらが国直轄事業負担金、最近いろいろ報道されておるところでございますが、分権委員会としても意見を出しておるところでございます。

意見書のポイントとしましては、直轄事業の縮減ということで、国が責任を負うべき最小限のものに限定する、透明性の確保・充実

ということで、負担金を求める場合においても経費の内訳さらに根拠を情報開示しなさい、それを徹底しなさいといったような内容が盛り込まれておるところでございます。

負担金のあり方については、維持管理費にかかる負担金は廃止すべきである、整備費にかかる部分についても、しっかり検討を行い改革を進めるべきではないかといったような意見が出されておるところでございます。

こういった意見を踏まえまして8ページ、平成20年度、昨年度分の国の直轄事業負担金について、国土交通省、農林水産省から熊本県分についても情報が開示されておるところでございます。

国土交通省部分については、全体で約143億円、県としての負担金があるところでございますが、その中に報道等で問題にされております営繕宿舍費ですとか退職手当を含む人件費なども入っておるところでございます。

農林水産省分としまして、土地改良事業はまだ示されていない部分もございましてけれども、全体で約4億円、同じく営繕費ですとか退職手当のお金も盛り込まれておるところでございます。

こういった情報開示を受けまして、県ですとか全国知事会で内容を検証しておるところでございます。全国知事会では今月、6月中に、これは負担できないとか、そういったような基準を国に対して示していく予定になっておるところでございます。

続きまして、9ページになります。こちらが、今年中にされるであろう第3次勧告で主に盛り込まれるであろうテーマを掲げさせていただきます。

まず税財政改革ということで、国と地方の財政関係ですとか、地域間格差の是正をどうするか、そういったような視点で調査・審議が進められる予定でございます。

もう1つ、義務付け・枠付けの見直しについて、国の関与を徹底的に見直すという観点

から、施設の設置管理の基準ですとか、国に対する協議とか許可・認可、そういった国の関与について具体的に、その関与を廃止するですとか、この部分については条例に委任するとか、そういったような具体的に講ずべき措置というものを審議していくということになっております。

最後になりますけれども、行政体制の整備ということで、分権社会に対応した地方の行政体制はどうあるべきかという観点から、自治関係法制、議会、行政委員会などのあり方についても見直しの内容が盛り込まれる予定になってございます。

ざっとでございますが、地方分権についての最近の動向は以上でございます。

続きまして、道州制について御報告をいたします。11ページをご覧くださいませよう、お願いいたします。

道州制につきましては、政府ですとか自民党ですとか、経済団体、九州知事会、九州地域戦略会議、各方面でいろいろ議論が進められておるところでございます。17年度から各団体の動きをこの11ページでまとめさせていただいておりますが、それぞれの各方面の議論の内容を12ページ以降で簡単に御報告させていただきます。

まず、政府でございます。政府におきましては、まず平成18年2月に地方制度調査会というところが「道州制のあり方に関する答申」を出してございます。その中で、道州の位置づけというのは、都道府県に代えて広域自治体として道州を置く、道州と市町村の2層制ということに整理をする。導入する目的といたしましては、地方分権を加速させて国家としての機能を強化して、効率的な政府を実現していくためには有効な方策ではないかという内容になってございます。

ずらずら御説明申し上げますけれども、基本的には都道府県に代えて道州を置く、さらに地方分権を進めるためのものであるといっ

たものは、各団体とも共通しているところでございます。

②の「道州制ビジョン懇談会中間報告」でございますが、これらは平成19年に、当時の道州制担当大臣の下に懇談会というものを設置しまして、さらに検討を深めておるところでございます。こちらにおきましては導入時期、下から2番目に書いてございますが、平成30年までに道州制移行を目指す、それで今年度に最終報告を行う予定でございます。

ちょっと盛り込めきれませんが、昨日決定されました骨太の方針の中でも、道州制の導入を目指して、道州制の基本法案というのを検討する、その際、内閣に検討機関を置くという内容が盛り込まれてございます。この道州制ビジョン懇談会は私的な懇談会でございますので、こういったものを来年度から格上げする形で検討機関が設置されるのかなと思っております。

続いて13ページでございます。

全国知事会でございます。こちらは平成19年に「道州制に関する基本的な考え方」というものを示してございます。全国知事会においては、各都道府県知事の全員が賛成という状況ではございません。そういった観点から、検討に当たっての課題を提示するといったような性格として、取りまとめられてございます。

こちら導入の目的の部分に書いてございますが、地方分権を推進するものでなければならない、さらには地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となる道州制でなければならないといったような内容になってございます。

全国知事会では、道州制とは別に、国と地方の役割分担のあり方ですとか税財政制度について議論が進められておるところでございます。

次の、下の九州地域戦略会議、こちらは九州の各県知事と経済界のトップで構成する会

議でございますが、こちらが昨年、「道州制の九州モデル」、さらには今月、「将来ビジョン・PR戦略」というものを取りまとめております。こちらは、九州は1つという理念のもとで、九州モデルという形で、実際に道州制を導入する際の国、道州、基礎的自治体の役割分担をどうするべきか、それにふさわしい税制財政制度はどうあるべきかといったような仕組みを具体的に示しておるものがございます。これを策定した目的としましては、九州は1つという観点から、九州が率先して全国にPRしていく、そして国の議論に地方の声を反映させるとともに全国的な議論を誘発していこうという目的で策定しておるところでございます。

下の今後の予定のところに書いてございますが、道州制の九州モデルを材料に、講演会ですとかシンポジウム開催を踏まえまして、積極的なPRを展開していくということにしてございます。

右側14ページでございます。

自由民主党の方では、昨年の7月に「道州制に関する第3次中間報告」、今月も中間報告を踏まえる形で道州制の基本法案の骨子が取りまとめられておるところでございます。こちらの特徴といたしましては、道州の位置づけのところでございますけれども、連邦制に限りなく近い道州制の導入を目指すということに位置づけてございます。日本の再生のための道州制ということで位置づけられておりました、これがなければ国際競争を勝ち抜けないというようなことで、提言がなされておるところでございます。導入時期としまして、平成27年から29年を目途に目指すという形で位置づけられています。

最後になりますけれども、日本経済団体連合会では昨年、「道州制の導入に向けた第2次提言」という形でまとめられてございます。

この道州制の目的、意義の部分でございますが、究極の構造改革の実現のために行うも

のである、これまでの中央集権体制から地域自立体制へと国の統治のあり方を根本から改革する、それを通じて多様な地域経営の実現を可能とするために行うという形で、平成27年までに導入を目指すというふうにしております。

以上ざっとでございますけれども、地方分権と道州制にかかる最近の動向について御報告をさせていただきました。以上でございます。

○井手順雄委員長 続きまして、政令指定都市の説明について、植木野市町村総室長にお願いします。

○植木野市町村総室長 市町村総室でございます。政令指定都市関係について、御説明させていただきます。

資料の17ページの、資料の3をお願いいたします。

熊本市及び近隣3町での合併と政令指定都市実現に向けた動きということで、アンダーラインを引いておりますが、アンダーラインを引いておる部分が3月議会後の主な動きでございます。

まず熊本市についてでございますけれども、昨年度設置されました3つの合併協議会のうち、御存じのとおり益城町につきましては協議会途中での住民投票の結果を受けまして、協議は中止ということになりました。

城南町、植木町とは7回ずつ協議会を開催し、5月末ですべての協議を終了しております。後の方で記載しておりますけれども、今月28日には両町で合併の賛否を問う住民投票が実施されることになっております。

この合併協議会では、城南町、植木町の合併後のまちづくりについてまとめた新市基本計画がそれぞれ策定されておりますけれども、6月12日に熊本市議会で熊本市と城南町並びに植木町にかかる新市基本計画の実現に



関する決議が採択されました。

また6月15日には、熊本市長、城南町長、植木町長が県庁を訪れ、知事に新市基本計画を提出されました。

知事もこの中で、この計画については実施可能な計画であり、県も新市における計画の実施を精いっぱい支援していくと発言されたところでございます。

次に城南町についてでございますが、資料の18ページの中ほどをお願いいたします。

まず、城南町長がリコールの取り消しを求める訴えを熊本地裁に提訴し審理が進められていたところですが、4月27日に判決が言い渡され、リコール署名のうち1,116名分の取り消しが認められました。これにより、リコールに必要な有権者の3分の1の署名に達しないということになったわけですが、5月7日に町の選管は最高裁に上告しないということを表明しまして、町長リコールは不成立となりました。

5月15日に、住民投票は6月28日に実施することが決定されて、これに向けて町では町内31カ所で合併に関する住民説明会を実施しております。なお、昨日住民投票の告示がなされたところでございます。

続いて植木町でございますけれども、資料の19ページのまん中から上の方をお願いいたします。

5月22日に住民から、合併の是非を問う住民投票の実施を求める請願が町の議会に提出されて、5月27日には臨時議会において住民投票条例案が提案され、賛成10、反対9で可決されました。これを受け、植木町においても6月28日、これは城南町と一緒に今度の日曜日ですが、6月28日に住民投票が実施されることになり、これも昨日告示されたところでございます。

植木町でも、住民投票に向け合併に関する住民説明会が開催されて、6月19日には植木町と熊本市の合同でのセミナーが開催さ

れました。このときは知事も、来賓としてあいさつをしたところでございます。

最後に益城町ですけれども、資料の20ページに記載しておりますけれども、初めに御報告いたしましたとおり、4月の住民投票の結果を受けて合併協議会廃止議案などが議会で可決されております。なお、熊本市におきましては6月議会に合併協議会の廃止議案が提案される予定でございます。

市町村総室からの説明は、以上でございます。

○井手順雄委員長 続きまして、過疎対策の説明を小林地域政策課長にお願いします。

○小林地域政策課長 地域政策課でございます。資料の23ページを、ご覧いただきたいと思っております。現行過疎法失効後の過疎地域の振興について、御説明させていただきたいと思っております。

まず1の(1)立法措置の沿革についてでございますが、高度経済成長を背景といたしました過疎問題に対処すべく、昭和45年に議員立法によりまして過疎地域対策緊急措置法が成立いたしました。

それ以降は、資料の①から④に書いてございますとおり、10年を期限とする議員立法により、40年間にわたる立法措置がとられてまいりましたが、※印でアンダーラインを引いたところがございますとおり、今年度末で現行の過疎法は失効することとなっております。

続きまして(3)の法の意義・目的についてでございますが、生産機能及び生活環境などの整備などが、ほかの地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するものでございますが、時代背景に応じまして人口の過度の減少を防止する緊急措置から、人口が減ったことにより機能や活力が低下した地域の振興・活性化そして自

立の促進へと変化をしているところでございます。

次に2番で、現行の過疎法に基づきます主な特別措置について、御説明させていただきたいと思っております。

まず(1)の過疎対策事業債でございますが、これは市町村が策定いたします過疎地域自立促進計画に基づく事業を行うことに必要な財源といたしまして、市町村に対してのみ発行が認められている地方債でございます。充当率は100%となっており、元利償還金のうち70%が地方交付税で措置されることとなっております。対象事業については、①から④に掲げられているとおりでございます。

このほか、(2)にありますように、国の補助率等がかさ上げされるという措置があるほか、(3)にありますとおり道路整備等における都道府県の代行制度や、医療や交通の確保、通信体系の充実などに対する行政上の支援や配慮、税制上の優遇措置などが法律に盛り込まれているところでございます。

続きまして3の過疎地域の状況についてでございますが、(1)の指定要件といたしましては、人口の減少率、高齢者の比率や財政力指数などに基づいて指定が行われているところでありまして、本県では合併により過疎地域と見なされる市町村や過疎地域と見なされる区域のある市町村を含めて、合計27市町村が過疎地域として指定されているところでございます。

具体的には、本日、別冊資料としてお配りしております中に、過疎地域振興に向けてのこちらの資料でございますが、この概要版の5ページに過疎地域の地図を掲載いたしておりますので、ご覧いただきたいというふうに考えております。このうち着色されておる箇所が、過疎関係市町村に該当するというところでございます。

続きまして、資料の24ページをご覧いただきたいと思っております。

4の、これまでの主な取り組み状況と今後の予定についてでございますが、法律の施行を控えまして本県では、学識経験者や過疎地域の市町村の代表、庁内関係課を構成員といたします過疎問題研究会を昨年の5月に設置いたしまして、県議会道州制問題等調査特別委員会において御審議をいただきまして、本年の1月に施策提案として取りまとめをしたところでございます。

また、県議会におきましても去る9月議会において過疎対策の新法制定に関する意見を全会一致により御採択をいただいたというところでございます。

本年に入りましてからは、1月と2月の欄に記載しておりますとおり、県選出の国会議員や関係省庁などに対して提案活動を行いまして、新法制定の必要性などを訴えてまいったところであります。今年度におきましても、国における新法の検討状況などを踏まえて、県議会や関係市町村などとも連携を図りながら提案・要望活動を行っていきたくと考えております。

次に、5の今後のスケジュールについてでございますが、これは現行の過疎法の制定上、参考とした現時点での想定として書かせていただいております。

まず、現状と課題の整理、新法の基本的考え方や重点分野、支援制度のあり方などを内容といたします新過疎法の基本的方向というものが7月ごろに決定すると見込んでおりまして、また12月ごろには過疎地域の要件や具体的な支援制度などを盛り込んだ新過疎対策の施策大綱案が作成されるというふうに見込んでおります。

その後、来年の通常国会に新たな過疎対策法案が上程され、衆参両院での審議を経て年度内に成立するというスケジュールを現在想定しているところでございます。

続きまして、6の新法制定に向けた国等の主な動きについて、御説明いたします。

(1) でございますが、自由民主党の過疎対策特別委員会が平成19年10月より検討を開始しておりまして、関係省庁からのヒアリングや、過疎関係市町村長との意見交換会などを実施しておるところでございます。

後ほど御説明いたしますが、本県でも去る4月6日に意見交換会と視察が行われているところでありまして、また5月には、関係省庁に対しまして、新たな過疎対策に関する検討の要請が行われたということでございます。

次に(2)でございますが、総務省に設置された過疎問題懇談会におきましては、過疎地域の現状や課題解決に向けた今後の過疎対策のあり方について検討を開始しており、現在、提言を取りまとめ中と伺っております。

(3)の全国知事会と(4)の全国過疎地域自立促進連盟においては、提案・要望活動を現在進められているところでございます。全国知事会の要望書につきましては29ページから、全国過疎地域自立促進連盟の要望書は31ページ以降に掲載いたしておりますので、後ほどご覧いただければというふうに思っております。

このほか、政府のいわゆる骨太の方針におきましても、現行過疎法の失効を控え、新たな過疎対策に取り組む旨が明記されたところでありまして、これは、資料を作成した時点では素案となっておりますが、昨日閣議決定されたところでありまして。

続きまして、資料の25ページをご覧いただきたいと思っております。

資料の5といたしまして、過疎地域振興にかかる県内過疎関係市町村長の意見について、御説明させていただきたいと思っております。

先ほども少し説明させていただきましたが、去る4月6日に自由民主党の過疎対策特別委員会が本県を訪れ、過疎地域の集落と関係市町村長との意見交換会を行ったところでございます。

まず1の現地視察の概要についてござい

ますが、山都町にございます木原谷地区の集落を視察いたしました。この集落は緑川の上流にございまして、山都にあります鮎の瀬大橋を渡ってから車で10分ほど行ったところにあります。人口が78人、高齢化率が50%の集落でございます。

住民の方からは、(1)に書いてありまして、このままでは祭りなどの行事も不可能になる、農業で生計を立てられず耕作放棄地も増加しているなどの状況説明があったところであり、これに対しまして国会議員の方からは、集落の厳しい状況がわかった、林業が再生されると活性化もうまくいくのではないかなどの意見があったところでございます。

続きまして、26ページをご覧いただきたいと思っております。

26ページから28ページまでが、意見交換会の概要につきまして項目ごとに過疎地域の振興に向けた考え方、各分野別の要望、過疎対策事業債など、過疎地域の指定の4つに分けてそれぞれまとめておるところでございます。

まず①の過疎地域振興に向けた考え方では、新たな過疎法においては、過疎地域に対する全国的な理解を深めるための文言を設けてほしいなどの意見があったところでございます。

続きまして②の各分野別での要望では、中山間地域直接支払い制度の存続を望む意見や情報通信基盤の整備に対する支援措置の充実を求める意見、集落対策の充実を求める意見などが出されたところでございます。

③の過疎対策事業債等のところでは、規模要件を撤廃するなど過疎債の使い勝手をよくしてほしい旨の意見や、ソフト事業や鳥獣被害対策など過疎債の対象となる事業を拡大してほしい旨の意見がなされたところでございます。

④の地域指定におきましては、指定要件に

森林面積比率や人口密度などといった考え方を取り入れてほしい、そういった意見がなされたところでございます。

これらの意見を受けまして、(2)にありますとおりさまざまな御意見に対応できるような新過疎法を目指してこれから頑張ってもらいたいなど、出席の国会議員の先生からはコメントがそれぞれあったところでございます。

簡単ではございますか、過疎対策関係については以上でございます。よろしくお願いたします。

○井手順雄委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、3つに分けて質問を受けたいと思います。

まず、地方分権改革の推進及び道州制について質問がある方は、お願いします。

大西委員。

○大西一史委員 今いろいろと説明がありましたけれども、分権改革の部分で、昨年12月の分権推進委員会の第2次勧告では、出先機関職員の2万3,000人を移管するというような方針がある程度そこで出されて、今ずっと説明を聞いておると、いろいろと熊本県内の状況ということで5ページに職員数あたりがずらっと書いてあって、関係する人たちは2,318人ということですね、見直し対象の15系統の国の出先機関というのがあるんですが、6月3日に政府が人材調整準備本部、これを設置して初会合を開いたというようなことなんですけれども、ここで、これから移管すると公務員の身分であるとか給与とか、その他職員の取り扱いとかそういったことを議論していくというようなことなんですけれども、この初会合の内容はどんなものだったのか、ちょっと教えてください。

○神谷企画調整課長 人材調整準備本部については、御指摘のとおり6月3日に第1回の会議が開かれたところでございます。今、本部長を総務大臣にして、自治体からは埼玉県と京都府の知事など、あと神戸市などの市長が何人か入られて、あとは政府として各関係省庁の副大臣がメンバーになっておるところでございます。

第1回の会合では、今後、本部としてどんなことを検討していくかということが議論されてございます。その中では、基本的な枠組みをどうするかという観点から、人員を国から地方に移管する際に枠組みをどう考えるべきか、国家公務員から地方公務員へどのような形で移管を行うか、さらには給与の扱いということで、移管される者に対する給与はどのように取り扱うか、地方に移管される人員の人件費をどのように見込んで、どのように措置するか、さらには移管される方の退職手当はどのように支給していくかという形で、そういった論点が挙げられておまして、この論点について今後議論を深めていくということが確認されたところでございます。

○大西一史委員 今そういうお話で、まずはスタートしたばかりということなんですけれども、今後はどのくらいのペースで開かれるか、何か聞かれていますか。

○神谷企画調整課長 具体的に次回がいつか、そういった詳細の情報は詰めきれてございませんが、少なくとも今年中に分権改革の大綱をまとめるということになってございますので、ひとつ今年の12月までというところ、ある程度の方向性は恐らく出していくんだろう。それから具体的に移行する形が明らかになって、具体的な事務的な手順がございまして、その辺を引き続き検討していくのかなというふうに考えております。

○大西一史委員 今、まだ先がちょっと見えないこの人材調整準備本部ですか、この行方というのはよくわからんわけですが、ただでさえ地方は人員削減をして相当努力をしているわけであって、確かに6ページの全国知事会長のコメントの、その「出先機関改革に係る工程表について」というところの中では、下から3行目で、財源措置と地方において必要となる人員の移管を一体として進めなければならないということで、当然仕事が増える、権限も増えるということであれば、当然それなりの人材は必要だということであろうかというふうに思います。ただ、どういう人材がどの程度必要なのかというのは、これは仕事が決まってみないとわからんところがありますけれども、ある程度やっぱり今の、例えば少しずつですけども、分権が進んで、今五月雨的に進んでいっておる中で、やっぱり検討して、どのくらいの、2千数百人なのかどうなのかよくわかりませんが、人員が移行されるのかということも、やっぱりいろいろシミュレーションをしてみないといかんのじゃないかなというふうに思うんですよね。なかなかやりにくい部分はあるというふうに思うんですけども、やはり具体的に分権改革というのをこれから突き詰めていくのであれば、やはり県としてもこういう人材がこの程度欲しいというようなことを言っていかなければいかんと思うんですけども、そういったことは何か準備されようとか考えておられますか。

○神谷企画調整課長 委員御指摘の部分は、県として十分な準備ができてない状況ではございます。

それで委員御指摘のとおり、具体的な権限がどう下りてくるか出ないと最終的に固まらないんですけども、県としても地方分権は進めなければいけないという観点から、基本的には全部もらうというのが分権委員会のス

タンスであり、全国知事会のスタンスなのだろうと。国は真に国家的なものに限定されるべきということでございますので、そういった点を念頭に置きながら、人材調整準備本部の動きも見て、具体的なシミュレーションはどこまでできるかちょっとわかりませんが、MAXでたぶん2,318名なんだろうと思いますので、それで具体的に必要な人員というのはしっかり、国の職員の身分保障のために我々が引き受けるということはあるとは思いますが、そこはしっかり見ていきたいと思えます。

○大西一史委員 国から出向されておる職員の方は、なかなかこれは答えにくいところがあったのかなと思いますが、ただ、これはやっぱり地方財政にとってはものすごく大きい問題ですから、この問題というのはもう少し気をつけて、そのシミュレーションというのは具体的な仕事でどのくらい、今、国でやっている仕事に対してどのくらい、今、人をかけているけれども、県で引き受ければもう少しスリム化してできますよというのが、やっぱりある意味では分権の流れの中での目指すべき方向性じゃないかなというふうに思いますので、まだシミュレーションはできてないということだから、それは今後そういった視点で少し検討していただいて、しかるべき時期にこの準備本部が今後どうなっていくのかわかりませんが、やっぱり意見を言っていたきたい。

少なくとも上田埼玉知事とか山田京都府知事とか、あるいは神戸市長とか、地方の自治体の首長さんが入っているとあったって、ある意味では大都市ばかりじゃないですか。だから、例えば、我々九州の首長あたりは恐らく入っていないでしょう。ということは、どういう形でそういうことを提言していけばいいのか、その場はあるんですかね。

○神谷企画調整課長 基本的には全国知事会を代表して入っていただいていますので、当然、地方からの声は届きますし、届けていかなければならんと考えています。

○大西一史委員 そういうことで、その問題について、やっぱりシミュレーションした結果も含めてこれからしっかりこの本部に届くように、そしてきちんとした議論で、やっぱり県のためになるように頑張ってもらわなければいかんというふうに思っていますので、その点はよろしく要望しておきます。以上です。

○前川収委員 大西先生のお話に近いんですけども、神谷さんが今おっしゃった分権を推進しなければならないという総論的な部分は確かにそれはそうなんだろうと思います。

ただ、いよいよ各論に入ってくる中で、何が何でも分権推進だから全部オーケーですというのは、私は少し立場が違っております。住民の目から見たときに、例えば今、国直轄でやっている事業と県がやっている事業はスピード感が全然違います。もちろん国でやっている部分も遅いところはたくさんありますけれども、国直轄でやると、例えば西回り道路とか、新幹線も直轄ではないけれども、それに近い、国家プロジェクト的な事業とせばとやっていくという部分は確かにあるんですね。それが今のこの段階において地方分権だという話で、道州制の話は取りあえず置いておきますけれども、県の方に移管されました、職員も来ました、財源も来たという話になっても、それが全国規模的なときにどうやって集約するかというのは、県の中ではなかなか難しいところがあると思うんですね。だから国直轄でやった方が予算配分が集中されるとか、できるとかそういった部分があって、スピード感の違いというものもあると思います。

そこで結局、道州制はまだ今後ありますけれども、道州制の話は別として、住民からの目線で分権改革というのが本当に地方のためになるのか国家のためになるのかという部分については、やっぱり何でもかんでも国の言うとおりになっていくことは全くできないし私は認められないと思っています。五木村長さんがおっしゃいましたけれども、川辺川ダムの話で、結局担保をつくってもらった上でしか受け入れなければよかったという話が非常に印象的ですし、まさにそのとおりだなと思っていますけれども、この分権改革であっても、何らかのきちんとした担保をもらっていかないと、いいですよということを言ってしまった後で、これは話が違うということになりかねない部分が多分にあるというふうに思います。

今おっしゃったように、熊本県は地域振興局はスリム化しようという流れがあるわけですね。職員も削減しましょうという流れもあります。そこに、道州制はまた別ですよ、今のままの県の体制の中で新たな仕事が、今、国直轄でやっているのが県でやりますという話になれば、それは振興局だってそう簡単にスリム化だなんて言えない状況に恐らくなるでしょう。人件費だっかかります。だから、人と金というものの手当が必要だということはわかりますけれども、それはどの程度あればできるかということがちゃんとないと、事業はもらいました、移管は受けました、市町村に権限はなかなかいかない、そして国の仕事も県がもらった、人は足りない、金も足りない、事業の要望は出ているということになりかねないような不安もありますから、総論的な分権推進はいいですけども、各論に入ったところで1回立ちどまるぐらいの勇気も必要ですし、こういったものが言えるような、今では難しいでしょうけれども、さっきシミュレーションしてみるとおっしゃっていましたけれども、事業が何がもらえるかはっきり

わからないとシミュレーションも難しいんでしょうけれども、例えば川辺川ダムだって、それは県内で完結している河川という移管の中に入っている、項目の中には入っていますよ。これだって県でやるということに、今絶対ノーじゃないわけですからね、可能性はあるわけですから、そういうことが果たして本当にできるのかという問題、これはもう現実的な問題として考えなきゃいけない問題。県内河川は相当規模あるんじゃないんですか。菊池川だってそうでしょう。白川も緑川も、考えれば河川は全部じゃないですか。県内で全部完結している、それは全部県が管理していくということになるわけですからね。地域振興局もまたつくらなければいかんことになる、河川整備局的な、県の中で。管理事務所的なものを。国も、それだけ今はやっていますから。そういうことでちゃんとシミュレーションして、うたい文句の分権推進、分権の時代はバラ色の地方の時代がくるんだなんてことに惑わされずに、ちゃんと地に足をつけた議論をしてもらいたいと思います。

各論にそろそろ入ってくるという現状で、そういった部分についてのお考え、知事は分権社会は必要だという総論で、一般質問にも答えられましたけれども、ずっと言い続けていて途中で変えなければならなくなる部分もあるかもしれませんから、そういった部分については、県としてどういう準備をなされるつもりか、お願いします。

○神谷企画調整課長 今御指摘いただいた部分、先ほどの私の表現もちょっとまずかったと思いますけれども、まず国と地方がどういった役割分担をすべきかというのをしっかり考えなければいかん、地方としても考えなければいけないと思います。今明示されましたように、いわゆる直轄の国道というところは各県満遍なくやっているわけではございませんで、国の方で選択集中ということでやって

ございますので、仮に各都道府県に満遍なく財源として分けてしまうと、今県内で行われている事業が従来より遅くなってしまうということは十分懸念されると思っております。これからは具体的な姿が見えてまいりますので、まず最低限、財源と人は絶対に100%措置してもらわなければ、まず受け入れる前提として、そこはクリアしなければいかんと思っておりますけれども、実際そういったものを受け入れた際に事業にどう影響があるかということはしっかり考えていかなければいけないと思っておりますので、それは具体的に姿が明らかになる段階でもそうですけれども、その前段階でも可能な部分についてはちゃんと考えながらやってまいりたいと思っております。

○前川収委員 地方分権について、知事は一生懸命やります、推進派だということを御自身でおっしゃったけれども、この辺で推進派はいいですよ。しかし条件付きということぐらいは発信していくべき時にきているんじゃないかなと。全部、何でもかんでも賛成賛成じゃない、条件付きで改革はやるべきということと言わないと、条件ぐらい言っておかないと、賛成賛成と言っていたじゃないかと言われたら、後から逃げられなくなりますから、そういった県全体の方針というのかな、前にわあっと進むという、全体的な、総論的にはいいんですよ、しかし各論で本当に拭えない部分が出たときに後戻りできないということにはならないようにしていただきたいと思っておりますので、そういった部分の方針的なものは、局長しっかり考えてやらないと、一言で分権推進ですということだけで、最初の議論のときはいいけれども、各論に入ってきたところでそれがそのままいけるのかという部分についてのお考えはございませんか。

○安倍総合政策局長 確かに委員おっしゃる

ように、現在の状況の中で地方分権を具体的にどういう形で進めていくかという、その議論というのは少ないと思います。

といいますのは、やはり分権を進めていく全体の中で今県職員も削減計画を持ってますし、そういう中でいろんな住民のニーズに対応する業務も増えてきます。そのためには、やはり基礎自治体といいますか、みずから市町村の方に、今県で行っているような業務を、どういう業務を移管していくのか、そういったものを市町村ときちんと協議しながら移管していく、その上で、やはり県としてどういう業務をやっていくべきか、その辺をきちんと踏まえた議論をしていきながら、知事が今回の答弁で申し上げておりますように、押しつけられた改革ではなくて、こちらから発言していくような、どういう業務を県として受け持っていくのかというような考え方を持っていて、今後は進めていくべきであろうと思っております。

○前川収委員 分権改革という言葉が全体的な雰囲気として必要なんだという、そういう空気だけに流されるなということ、ここだけはしっかり考えて、地に足を着けて現実の熊本今の状態と比較しながら、しっかりと取り組んでもらいたいと思います。分権改革は必要だ必要だと声高にそれだけを言うことではなくして、こういう改革であれば必要だというぐらいの条件付きぐらいにしておかないと、私はちょっとおかしいというふうに思いますので、これは僕の意見ですから、そういうふうに最後に。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。溝口委員。

○溝口幸治委員 道州制についてちょっとお聞きいたしますが、先ほどの説明にもあったように、政府それから経済界、自民党、道州

制移行を目指すということで方向性は一致しているわけですね。道州制もそうですが、各論については例えば自民党内でもさまざまな考え方がありますし、それぞれの都道府県でも温度差があるようです。しかし、道州制を目指していくという方向は確認ができています。最近、衆議院選挙を前に、いわゆる政権交代だ、チェンジだというような話の中で、冷静に自民党はマニフェストの中に前回も道州制のことはちょっと触れていましたが、民主党さんはなかなかその辺が出てない。非常に政権交代があるかもしれない次の選挙を控えて、その議論のスピードがひょっとしたら何かこう緩やかにとか遅くなっているんじゃないかなという感じもしないわけでもないんですが、民主党さんは、補足は鎌田先生にお願いしたいと思いますが、いわゆる道州制を政権交代可能なもう一つの政党も道州制についてこういうビジョンを持っている、自民党もこういうビジョンを持っているということで進んでいくのであれば道州制は進むんだと思いますが、一方はやると言いながら一方では全くメッセージが聞こえてこない状況で、仮に執行部の皆さん方もだんだん、ひょっとして次の選挙の結果を見てからじゃないと、この道州制についてはしっかり議論ができないんじゃないかという雰囲気がひょっとしてあるんじゃないかなと思いますが、その辺の情報収集というか、政権交代可能な政党はどう考えているのか、あるいはどういう情報なのか、補足は鎌田先生にお願いしたいと思いますが、わかる範囲でお答えをいただきたいと思います。

○神谷企画調整課長 鎌田先生の前で大変恐縮でございますが、民主党さんの方では道州制という文言は前面に出しておられないと把握しております。国と基礎的自治体を強化して、全国で300程度の基礎的自治体にした上で国と地方の役割をまた見直していくという



ことで、今我々としては情報を把握しておるところでございます。

今後の政権交代があるのかなのかについて、なかなかコメントはしづらいですけども、政権交代がされたら、感覚的には今までのスピード感ではなくなるのかなという気はいたしますが、昨日、骨太の方針ということで閣議決定の中に、道州制基本法案を検討する、内閣に検討機関を設けると、一応政府として決定されたものでございますので、仮に政権交代された場合に、それを閣議で、新たな政権に交代した場合はやられるでしょうから、それをどう踏まえていくのか、しっかり見ていかなければならないと思っています。

九州としては、各県知事と経済界で一応、道州制賛成で具体的な議論を進めておりますので、国の方がどうなろうとも、そのこの検討なりPRなり進めていかなければいけないと思っております。

○溝口幸治委員 国がどうなろうとも議論していくということですけども、県議会でも九州各県でそれぞれの議会から参加して、道州制について議論を始めるということになっていますので、ちょっと冷静に考えると、民主党さんの方で道州制について示さないというのは、ひょっとしたら国民的世論は高まってないんじゃないかなというふうな感じもちょっとするわけですね。ですから、その辺のやっぱり、各政党が道州制についてマニフェストで示すような雰囲気がないと、政府で閣議決定をやってもなかなか前に進まないんじゃないかなという気が、ここにきて、選挙を前にして、ちょっと冷静になるとそう思うんですが、鎌田先生、何か……。

○鎌田聡委員 民主党もかつて道州制を否定したことはないんですけども、まずやっぱりやらなければならないのは基礎的自治体の、先ほども分権の方が出ていますけれども、

基礎的自治体をできるだけ拡充していこうということ、今300という話が出ましたけれども、現実的には700～800ぐらいの自治体に、まずそこまで持っていった後にどうするのかということで、否定自体はしていません。

ただ、今溝口先生が言われたように、議論の盛り上がりというか、そこもまだないままで、本当やっぱり道州制という言葉だけを先行させるんじゃなく、まず中身を拡充させていった上でどうするのかというようなステップに持っていったらいいんじゃないかなという判断だと思います。私自身も道州制をかつて推進してきたというような発言をしてきた経緯もありますので、私自身としても否定していませんので、そういったふうな、まず道州制ありきじゃなくて、地方分権から入っていった後で最終的な形として道州制というのもありじゃないかというような判断だと思います。

先ほどの出先機関の話で、現実に直面している話でちょっとお伺いしたいのが、駅の方の合同庁舎の建設は止まったんですね。あの関係は、この出先機関の見直しと非常に関係ある話なのかどうなのかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○神谷企画調整課長 非常に関係があるところでございます。

現在の状況を申し上げますと、熊本だけではなくて合同庁舎は建設中、これから建設する予定もたくさんございます。国土交通省といたしましては従来、一応今年の末に出先機関の改革の大綱がまとまりますので、その段階でフレキシブルに対応できるような形で当時は進めるというようなことでやっておったんですけども、分権委員会の方から、今議論している最中なんだから、それはあんまりじゃないか、見直すべきじゃないかといったような御指摘も踏まえて、国土交通省としては熊本で言えば、まずA棟とB棟の2棟建て

なんですけれども、A棟については内装を年末まで凍結をするという形になってございます。外組みはつくるということで今聞いておるところでございます。

○鎌田聡委員 A棟は内装凍結、B棟は全く……。

○神谷企画調整課長 B棟自体は、まだ設計の契約を結んだ段階でございますので、具体的な建物を建てるという作業に入っておりませんので、B棟については現時点で凍結するとか、まだ工事に着工してございませぬので、凍結するとかという話は聞いておらぬところでございます。

○鎌田聡委員 あそこも土地の取得の経過とかいろいろ県も絡んでやってきて、駅前再開発の1つの大きな柱として合同庁舎は建設ということで取り組んできた経緯がありますので、組織であそこに入る人がなくなるということにはたぶん、先ほどの人員見直しの中でも、身分はどうなるかわかりませぬ、県職員になるかもしれませぬけれども、いずれにしろ箱物は必要だと思うんですよね。そういう流れの中で、いろいろな経緯があつて1つは駅前再開発の絡みのある中での取り組みですから、そこはちょっと、よその都道府県の合同庁舎の建設と違うということはぜひ国の方に言っておかなければならぬと思ひます。

もう1つ聞きたいのが、直轄事業負担金で農林水産関係では庁費関係が入っていますが、あそこも合同庁舎も県の負担金というものは入ってくるんですか。

○神谷企画調整課長 九州農政局が熊本にございます。今、精査中でございますので具体的にA棟について、あの予算上の仕組みは国土交通省で一括予算計上しますので、たぶん

直には合同庁舎の整備費という形で、この農林水産省が示した内訳には入つてないと思ひますけれども、そういう意味では今回の直轄事業負担金と合同庁舎というのは、今手元に詳細がございませぬが、今検討している最中でございますが、基本的には国土交通省が一括計上いたしますので、直接のリンクというのはたぶんないだらうと思ひております。

○氷室雄一郎委員 ちょっと道州制の問題につきまして、なかなか質問がしにくいわけでございますけれども、総合政策局長は一般質問でも当たり障りのないといひますか、機運を高める、県民への情報提供の2点だけを簡潔に答弁されたわけですね。九州としては特に財界を中心に非常に活発な論議が行われております。ところが、熊本はこのような論議を高めるような委員会も設置していただきまして大変進んでいるんじゃないかと思ひます。

実は九州各県の議員の研修会でも、道州制に向けた機運を高めるための各県の論議が必要じゃないかということで激しい論議がありまして、私も九州の各県の取り組みが非常に財界中心で行われているということで、各県の議会でも取り組みをすべきじゃないかということで、熊本の事例を御紹介させていただきましたけれども、この九州各県の論議というものは、熊本みたいに活発に論議をされている状況は余り見えてないわけでございますけれども、その辺についての経済界だけではなくて、機運を高めるという観点から、やはり九州の議会の方でも論議が活発に行われることは当然この道州制で必要じゃないかと思ひているんですけれども、先ほど各県の代表といひますか議員の論議の場が設置されたとお伺ひしているんですけれども、その辺の状況はどうなんですかね。

○神谷企画調整課長 九州各県の議会の状況でございますが、熊本県はこの委員会を設置

していただいています、非常に積極的に議論をいただいているところでございますが、ほかには福岡県が地方分権の委員会を設けておりまして、その中で道州制についても議論されているという状況でございます。他の県については、議会としてそういった特別な委員会をつくって議論がされている状況ではございません。そういう意味では、まだ全九州の住民の間に議論が浸透してないところは我々としても問題意識を持っておりますので、経済界だけではなくて、九州地域戦略会議には各県知事や、蒲島知事も参加しておりますので、そちらでも経済界だけが引っ張るという形じゃなくて、行政としても物を申していきますし、この議会の中でもいろいろ御議論をいただきますと、機運の上昇につながるのかなと思っておるところでございます。

○氷室雄一郎委員 総合政策局長もう少し何か、一般質問の答弁以外に何かございましたら、一言。

○安倍総合政策局長 先日の答弁以外にないんですけれども、私も先般6月の初めに九州地域戦略会議に知事代理で出席させていただいて、今回取りまとめられましたPR戦略、それについて経過や、どういう内容を盛り込んでいるのだという説明を受けたんですけれども、ただ私が聞いていた中で思ったのは、九大の先生始め4人ぐらいの大学の先生が報告書をおつくりになったんですけれども、それについての議論の中で出てきたのが、ほとんどが可能性を示した戦略ということで、具体的にそれを詰めてつくり上げてくるのは知事や経済界あなたたちでしょうというような感じだったものですから、まだまだ戦略会議の中でそういう戦略についても詰めていかなかちゃならんような項目が多々あると思っていきますし、それとやはり知事会でのいろんな知事さんの議論をお聞きしている中で、やは

り道州制に進んでいく1つの方向性としては、それぞれ各県が抱えているいろんな課題というのが1県だけで対応できるものではなくて、やはり2県、3県、4県というふうな各県と政策連合あたりを重ねていきながら、そういう九州は一つなるものの形が見えてくるのかなという気はいたしております。

まずは、知事会で今議論が展開されておりますのは、そういう政策連合をまずきちっとした形で進めていきながら、将来のそういう1つというのに備えていくというようなことが現時点では論じられているのかなというふうに思います。

○前川 収委員 鎌田先生の話ではっきりしておいていただきたいんですけども、合同庁舎は今まさにお話があって、建設計画があり、一部はもう建設がしてありますけれども、完成はしてないんですけれども、県の立場、分権推進という県の立場と、それから駅前開発という2つの立場を持った県としては、合同庁舎は2つとも完成させるべきだということをお考えなのか。これは駅前開発では必要だという感覚でしょうね。分権推進という話であるならば待てという話になると思いますけれども、そこが県としてはどういう立場だ、スタンスだというのは政策的にきちっと整理されていますか。

○安倍総合政策局長 その件につきましては先般、分権推進委員会の中でもいろいろ議論がなされておりました、その辺で熊本県として駅前の合同庁舎建設については、やはり過去において新幹線の駅周辺の整備において、やはりあの一帯の開発の起爆剤として合同庁舎を誘致しようということで、県みずから行動しております。そうした点で知事とも協議をいたしておりますけれども、やはり分権は分権、ただ新幹線の開業までにどうにかあの庁舎を建設させるという目的については達成

していこうということで、合同庁舎の建設については県としては推進していきたいという立場は変わっていないと思います。

○前川 収委員 では推進ですね、建てるということですね。はい、わかりました。

○大西一史委員 今のその合同庁舎の件に関しては、私も一般質問でこれを取り上げたことがございまして、A棟はつくるけれどもB棟はちょっと広過ぎるからということで凍結するみたいな話が以前あったですね。しかし、あそこは用途変更もして相当な資産価値としてある。合同庁舎がくるからということで、あれは用途変更したんじゃないんですか。どうなんですか。だって、あそこは準工業用地だったでしょう。違うんですか。どうです。だれか。・・・・・・・・いかなですよ。

では、それは調べていただくとして、ただ、やはり合同庁舎がくる、あるいは国のそういう機関を現状のまま、分権の目的とは、議論とはまた別に再開発のかなめとしてあそこに持ってきましょう、だから県はわざわざああいう難しい売買方式を使って、そして月星からあそこの工場を買えたわけですから。そういうことで、しかも、あれはたしか容積率は500%とか、今までよりもえらい高いビルが建てられるわけでしょう。ということを考えれば、それを簡単に、では国の出先機関があれしますから、あるいは国の財政状況が悪いから、だからそこは売り払ってしまうということを県として認めてはいかなでしょう。どうですか。

○神谷企画調整課長 直接の合同庁舎担当ではございませんけれども、今おっしゃった経緯がございまして、県としてはあそこに今はA棟、B棟両方とも必要だという立場は変わりませんので、そういうことにならないように、そこはしっかりと国の機関に働きかけ

ていきたいと思っております。

○大西一史委員 今そういう答弁だったけれども、ただ、では出先の見直しがあった場合にどうするのかというときに、今度は民間に売り払いますよという話になったら、それはやっぱり困るでしょう。だから、では国としてどうやってそこを有効活用しようという考えがあるのかどうかも含めて、そこはしっかり問い合わせをして、これは状況を逐一報告していただかないといかんと思いますかね。お願いいたします。

○井手順雄委員長 ぜひ、そういう方向でお願いいたします。

○佐藤雅司副委員長 私も質問した張本人でございまして、一言だけちょっと言わせていただきたいと思っております。

この分権に関しては最初のスタンスが、いわゆる道州制であるとか受皿論議はしないということが前提で始まったというふうに、私もいろんなことで聞いております。

そういう中で前川先生が今おっしゃって、当然、県の関係については河川であるとか国道であるとか、これはやっぱり熊本県にとって不利益にならないようにしなければならぬということは当然だろうと。その中でやっぱり議論が出ていくわけですが、その受皿論議の中に、やっぱり今それ以外の、例えば農政の事務所であるとか国の環境省の話であるとか、あるいは労働局の話であるとか、いろんな出先でまだ見えてない出先もたくさん、皆さんに知られてない出先もあると思うんですね。ですから、そういうところが、これは失礼な話でございましてけれども、国会議員の先生方にもやっぱり見えてない部分があるんじゃないかなということなんですよ。

やっぱり基本は、国と地方の行政体制のあり方をどういうふうにしていくのかというこ

との中で議論が進められるというふうには認識しておりますので、そこを基本的なスタンスとしてしっかり、やっぱり分権が進んで、でも個別の各論に入ると、いやあ、それはそうするからということで、またその受皿論議に地方は乗るしかないんじゃないか。市町村の話でも一緒なんですけれども。そういうことになってしまうと、やっぱり双六じゃないですけれども、元に戻ってしまうということになりかねませんので、基本的な行政体制のあり方論議から始め、そしてしっかり御答弁をいただいた、その辺のスタンスを持たれていきながらこのことを進めていただく。そして、しっかりと熊本県が不利益にならないようにということだけは押さえながらという、相反する話でございますけれども、その点についてまた局長、何かあればよろしく申し上げます。

○安倍総合政策局長 確かに副委員長がおっしゃるとおり、本県としてそういう分権を進めていく中で、やはり我々もしっかり見ていかなくちやならんのは、基礎自治体である市町村であろうと思っています。市町村との関係は、やはりそれぞれの役割分担を行っていく、そしてその上でやはり県として次からどういう手法をとっていくのか、県がやった方がより住民にとって効率的であるのか、そういったところを見極めていながら分権を進めていくべきだろうと思っています。

○井手順雄委員長 続きまして、政令指定都市並びに過疎対策についての質問を受けたいと思います。お願いします。

○児玉文雄委員 政令都市は益城町はもう議会で離脱をするという宣言をしたわけですが、あと、きのう告示されて28日に投票・開票が植木と城南であるわけですよ。

それで1つ私が聞きたいことは、その住民

投票と廃置分合議決、これはどちらの方を優先するのかということですね。

それと、こういう任意または法定協議会に入る前に、全部議会で賛否を取っておるわけですが、多いところで大体1票か2票差ですよ。益城の場合は住民の意思を尊重するというので住民投票が始まって、結果的にはかなり反対派の方が多かった。それで町長もそこでギブアップしたわけですが、今住民投票についてもいろいろ意見があっておるわけですね。その結果によって離脱するかしんないか継続するかということは決まるだろうけれども、法定協議でもう1回この住民投票が変わる可能性がある、これはどういうふうに見ておられるか、ちょっと御答弁をお願いします。

○植木野市町村総室長 児玉委員の御質問に、お答えいたします。

今回、住民投票があるということになっていきますけれども、これは法的な拘束力はございません。住民投票で勝ったからそのようにしなくちやならないということではないんですけれども、益城町の方のときにも問題になりましたけれども、これは条例で住民投票をすることになっておりますが、条例の中で町長及び議会は住民投票の結果を尊重するものとするという項目が入っております。したがって、全く無視はできないということで、そういうことで位置づけになっておりますから、これについてはそういうことで町長と議会も動かれるものだと思います。

僅差の場合どうするかという場合で、確かにほかの市の場合で住民投票では僅差で負けたけれども、これは廃置分合の議決は行ったという例もございます。それは、そうなった場合の判断はまた別にあるかと思っておりますけれども、法定協議会はまだもう終了いたしました。

○児玉文雄委員 その法定協議会のところ

は、ちょっと私が言い間違えたんだけど、住民投票が済んで、最終的には廃置分合という議会にかけなければいかん、それで僅差で合併反対だったけれども、議会の方で廃置分合の方は合併可というような判断をした場合に、どちらが優先するかということです。

○榑木野市町村総室長 それは廃置分合で決まりますので、ひっくり返る場合もありますし、逆に住民投票に勝って廃置分合議決でひっくり返されたこともあります。

ただ、そういうことで今はそういう位置づけでございますけれども、やはり住民投票というのは1つの大きな民意を図る機会でございますので、これについては今、賛成派、反対派それぞれ主張を繰り広げられて一生懸命やられておるわけで、我々推進する立場からしても、これについてはぜひ御理解いただきたいということで、知事以下頑張っております。

○児玉文雄委員 これは、私が今からしゃべることは全くうわさの域を出ないんですが、最近聞いたうわさによると、熊本市も最終的に今68万どしこですかね、70万に近い人口がおる。だから仮に合併ができなくても、政令都市にはなり得る可能性があるという話をちょっと聞いたんだけど、そういうことはありますか。70万を超さなくても、70万以下でも……。

○榑木野市町村総室長 70万人というのは、確かに明確に70万人というふうに決められているわけではございませんので、数的にはいろいろな解釈あるかと思いますが、今、我々としては榑木町と城南町の方に全力を傾注しておりますので、その議論は今の段階ではしたくないというのが……

○児玉文雄委員 私も初めからうわさという

ことでお尋ねしておるから、今どうのこうのということじゃなくて、ちょっとそういう声が出るということは、今の住民投票に対して悪影響を及ぼす可能性もあるという危惧をちょっと感じたものだから、私はどっちに動くにしてもいかがなものかなという感じがしたわけです。

○井手順雄委員長 他県の事例で、そういう70万に達せずに政令市になったというのは、分かりますか。

○榑木野市町村総室長 国勢調査の17年当時に70万にはなっていない。ただ現時点での数字を把握すれば全体で70万を超えているので、17年の国調でなくて、直近の数字で70万を割ってなったという例は今はないと思います。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○大西一史委員 何か随分長くなっていますが、この政令都市の問題については、私も一般質問でも言ったように、きちんとしたそういう効果、政令都市になることによって二重行政の解消というか、ある意味ではむだ省けるという部分もあって、非常に効果が出る部分があるということを、やっぱりきちっと県として、反対されておられる方々にももう少し理解していただけるようにですね……、だって県が政令都市として進めるわけですから、やはりそこは丁寧な説明をすべきだというふうに思います。

今、榑木野市町村総室長は全力を傾注しているふうにおっしゃっていますが、住民投票まであとわずかしかないわけであって、こういったメッセージを寄せられるのかなというのを、ちょっと注目しておるわけですが、いかがでしょうか。

○榑木野市町村総室長 これは我々県単独で

なくて市とも町ともいろいろ協議して、どう  
いう訴え方がいいかということをしていろいろお  
話をしてきたところでございます。

特に、これは熊本市長さんともいろいろお  
話して問題になったのは何かというと、非  
常に部分的な話を、今おっしゃったように部  
分的なところをつかまえて非常にネガティブ  
に住民の方にお伝えなさるところもあります  
ので、そのところはぜひ全体的によくなる  
という、その全体像を見せるような形で住民  
の皆さんにはお示ししていこうということ  
で、それはいろいろな、住民に対する啓発の  
パンフレットの作成にも、我々相談を受けて  
やっておりますので、直接という部分ではな  
いかもしれませんが、そのところは  
きちっとやっておるつもりでございます。

○大西一史委員 今答弁がありましたけれど  
も、非常に微妙な時期で答弁もなかなか難し  
いだろうというふうに思いますが、やっぱり  
冷静なあれをしていただかないと、私もちょ  
っとそれぞれやっぱりどうしても賛成派、反  
対派というので激しい、それこそ首長選挙よ  
り激しいんじゃないかというぐらいやってい  
る。なおかつ、これは公職選挙法の縛りもな  
いのですから、がんがんでできるというよう  
なことなんだろうけれども、しかし、やはり  
これが終わった後、さっき委員長ともちょっと  
雑談の中で話が出ていましたけれども、やは  
り合併をしないということになった場合に、  
残るのは住民間の対立だけなんです。だから、  
やはりそれが残らないように最大限の、やは  
り効果があるという正しい情報をしっかり伝  
える、いがみ合っている部分に関しては、誤  
解をきちんと解いていくという姿勢をやは  
り持っていただきたい。もう残りわずかです  
よね、それを強くお願いしておきますので、  
ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○井手順雄委員長 ほかにございせんか。

はい、どうぞ。

○増永慎一郎委員 今度、過疎法がなくなり  
ますけれども、新しい過疎法ができると思ひ  
ます。その中で各首長の要望の中にもありま  
すけれども、地域指定の要件に対して、何か  
今までとちょっと違う動きがあるのかどうか  
把握されていれば、ちょっと教えてほしいん  
ですけれども。

○井手順雄委員長 7月に粗方の方向性が出  
ると思ひますが、それもあわせて答えていた  
だきたいと思ひます。

○小林地域政策課長 地域指定についてのお  
尋ねでございましたが、現在、地域指定につ  
きましては自由民主党を中心に検討されてい  
るところでございまして、そのときから特に  
は、今までは市町村を中心にやっておしま  
したが、特に変わるという話はまだ聞こえてお  
らず、現在まだ議論中だということでお伺  
しております。

○増永慎一郎委員 ものすごく、何というか、  
例えば私の地元の御船町というのが大体8割  
の山間部の中に2割の人口が住むというよ  
うな形で、その中のほとんどが高齢化率も40%  
を超すようなところが非常に多いもので、同  
じ町でも、これはどこでもだと思ひますけ  
れども、同じ町でもものすごく過疎法が使  
えるというか、特に過疎債なんかですけれ  
ども、使えるようなところがあるもので、も  
しよければその辺をきちんと要望として、  
今度の新法ができるときにきちんと入れてい  
ってほしいなというふうに要望しておきます。

○井手順雄委員長 まだ何も出てないん  
ですか。

○小林地域政策課長 現在は検討中という話

で伺っております、先ほど御説明いたしました4月の特別委員会の中では、出席された国会議員の先生からは、例えば人口減少率ですとか高齢化比率など明確な客観的な数字が出るものについては配慮できるのではないかというコメントがあっているという段階でございます。

○増永慎一郎委員 はい、わかりました。

○松田三郎委員 増永委員の御質問に関連しまして、要件についてはまだ始まってないということですが、一部の希望的観測なり予想では、今指定されているところは大体入るだろうというのが片方にあり、もう一方には、国も今度は絞って、今までは過疎地域だったけれども漏れるところも出てくるのではないだろうかという、単なる予想でございますが両方がある。

結果として、例えば漏れたところが県内の市町村あるいは地域で出てきた場合、それと同等の状況というのが、例えば私が住んでおる錦町もそうでございますが、今は過疎地域を外れております。ただ現状なり実情を見た場合に、過疎地域と何ら変わらない。何かの事情なり要件でちょっと外れただけで、過疎を外れることはいいことかなと議員になる前までは抽象的に思っておりましたが、過疎債が使える使えないというのは、この首長さんにとっては非常に大きな問題、切実な問題というのを聞くに当たって、これはちょっと質問というよりも愚痴っぽくなりますが、そういうところに対しての、全部が全部そういうところが要件として入るならば一番いいんでしょうけれども、過疎と何ら変わらないけれども、要件を満たしてない市町村が出てくる。あるいは、今は過疎地域だけでも漏れてくる場所が出てくるという場合を想定して、多少何かあるかなと思って、このいただいております施策提案の中で、例えば8ページと

か28ページにもちょっと触れてあるように、過疎地域以外だけでも云々と。県はそのような認識を持っていただいているのかな、そういう意味ではありがたいと思っておりますが、28ページのこれを見ると、ちょっと細かい話ですが、集落に何か適用する云々となっておりますけれども、さっきの増永先生のお話ともダブりますが、この県の施策提言の中では、1つの市町村の中の一部にという意味合いなんですかね。

○小林地域政策課長 そのような御認識でいただければと思います。また国におきましても、基礎的条件が厳しい集落というのはふえているということは認識をいただいております、今年度から新たに五木村に集落支援委員という形で入っておりますが、ああいった制度もできておりますので、制度ができたばかりでまだ利用が進んでいないという状況でございますので、そういった制度があるということを知りながらやっていきたいというふうに思っております。

○松田三郎委員 過疎法の中で、今度の新法ですね、議員立法になるんでしょうけれども、その中に入るのが一番いいんでしょうけれども、そうではない、なかなか文言として入れにくいのであるならば、例えば今おっしゃったように、何らかの形で国に対して、あるいは国がそこまで面倒を見きらんということであるならば、県もちょっと難しいかもしれませんが、そういう認識は強く持って行って、続けていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○九谷弘一委員 政令指定都市のことで、ちょっとお伺いいたします。

私は、宇土市選出であります。私の家の裏、



どぶ川2メーターを越せば熊本市になるわけですが、4集落の集落投票をやった過半数以上を持っているといった集落があったわけでありまして、トータル的には住民投票で負けたというような形で、一括して富合は昨年10月6日に熊本市と合併をいたしました。それをどうしようとは思っておりませんが、すぐ近くということで、宇土都市圏の中から政令都市になって出ていかなければならんというようなこと、それから、いろんな想定外の問題が合併して出てきて、非常に違うというような御意見等々も聞くわけでありまして。

そういった中で、その4集落は、でき得るならば分町をして宇土市に入りたいという気持ちの方が非常に強いわけでありまして。それを私がどうしようとは思っておりませんが、そういったことが可能なのかゼロなのか。ゼロならゼロとはっきりおっしゃっていただきたい。聞かれた場合に答えなければいけませんので、可能性があるならあるというふうに、イエスかノーで答えをいただきたいと思っております。

○榎木野市町村総室長 私も、その件については承知しております。今、宇土市議会でそういうことで陳情がなされていることは承知しておりますが、やる方法は、境界変更の手続きをとるということであれば、それはできます。境界変更、熊本市、宇土市の両議会での境界変更の議決が必要でございますので、熊本市議会もそれを了解するというのが必要でございますが、両議会での境界変更の議決があったら、それをもって知事に境界変更を申請する。それで県議会でも境界変更を議決して総務大臣に届け出て告示をするということなので、手続き的にできないことはございませんけれども、先ほど言いましたように熊本市議会の議決も要するというのでございます。県議会の議決も要ります。そういうこと

になっております。

広域行政のあり方については今回いろいろ、仮に城南町が合併した場合にどうなるかということ、それについてはいろいろあるかと思っておりますけれども、それにつきましては、例えば広域事務組合等を構成する市町村の理解も得ながらいく必要があるかと思っております。当分の間、熊本市がその一部事務組合に加入するなどして、住民生活に支障がないような形でやっていこうということで今取り組みがされております。

○九谷弘一委員 そうなるときには、どうぞ御指導ください。

○内野幸喜委員 今のにちょっと関連するんですけれども、やっぱり合併をやった、住民間でいろんな感情が出ているんですね。これは52年前なんです、長洲町というのは当時、清里村というのを編入しましたね。その清里村というのは分断したんですね。荒尾市の一部は編入して、一部は長洲町に編入した。中学校まで同じ校舎で学んでいた人たちが、お互い別々の市と町になった。私は当然いなかったんですが、その当時の経験した方の話を聞くと、やっぱり残念だと。せっかく同じ村に育ったのに、いろんな対立があって結果として別々の市と町に分かれてしまった。何とか一緒にやっていきたかったというのがあるんですね。

今回、県としては合併を推進する立場ですね。いずれの結果にしろ、やはりその辺のフォローというのが必要だと思います。これは要望ですが、お願いしたいなと思っております。

○榎木野市町村総室長 私も荒尾市の方に派遣されて行っておりましたので、その実情は知っております。たしか小学校も同じ名前の小学校が2校、荒尾と長洲にあったんじゃないかと、その辺は承知しております。

先ほど大西委員の方からもありましたように、これは冷静に、どちらがいかということ判断していくべき問題でございますので、感情的にならないような形で、今非常に盛り上がっていますから、それについては今後とも注視していきたいと思っております。

○井手順雄委員長 これでは質疑を終了したいというふうに思います。

次に、議題2、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件につきまして、審査未了のため次期定例会まで本委員会を存続して審査を行う旨、議長に申し出ることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 はい。異議なしと認めます。

それでは、その他に入ります。何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 はい、ありませんとのことでございます。

それでは、以上をもちまして第13回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午前11時39分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長